

## はじめに

本報告書は、2014年8月～9月に韓国ソウル市において、マイクロクレジット機関等に訪問調査し、またシンポジウムを開催した記録である。

韓国の社会的企業をめぐっては、2006年に制定された社会的企業育成法や、2012年に制定された協同組合基本法、そして社会的企業の事例などが日本でも紹介され、関心を集めている。他方で、韓国の社会的金融については、あまり知られていない。韓国の社会的金融は、始まって日が浅いこともあり、情報が体系的に整備されているとは言いがたく、研究も進んでいない。しかし、韓国政府の強力な支援の下で、社会的金融は近年、急成長を遂げつつある。特に、本報告書で取り上げる低所得の金融排除層を対象としたマイクロクレジットは、微笑金融をはじめとして制度化が進んだ。韓国のマイクロクレジットはどのような歴史的背景の下で生まれ、どのように発展してきたのだろうか。また、いかなる課題に直面しているのか。それを探ることが、本報告書の課題である。

明治大学経営学部 小関隆志研究室は、科研費・若手研究(A)「先進国におけるマイクロファイナンス機関の持続可能な経営モデル構築」(課題番号 23683006 ; 2011～2014年度)において、アメリカ・イギリス・韓国・日本の4カ国におけるマイクロファイナンスの現状調査を行っているが、その一環としてこのたびの韓国マイクロファイナンス調査を実施した。

韓国は日本と国情が比較的近く、韓国のマイクロファイナンスの活動が日本にも何らかの示唆をもたらすのではないかと考え、関係者のご協力を得て、調査報告書を発行することにした。

今回の訪問調査および報告書発行にあたっては、多くの方々にたいへんお世話になった。なかでも韓国社会投資代表のイ・ジョンス氏には、調査の企画段階から相談に乗っていただき、シンポジウム開催も含めて全面的にご支援いただいた。訪問先の各団体の方々には、お忙しいなか、長時間にわたって貴重なお話を聞かせていただいた。9月に開催したミニシンポジウムには、成均館大学経営専門大学院教授のムン・チョルウ氏、漢陽大学国際学大学院教授のキム・ジョンギル氏、韓国社会的企業振興院企画管理本部長のチェ・ヒョクジン氏、そして韓国社会投資最高執行責任者のイム・チャンギョ氏にご登壇いただき、レベルの高い議論が実現した。このシンポジウムが由緒あるソウル市市民廳(ソウル市役所内)で開催できたことも、主催団体である社会的価値評価ネットワーク(SIEN)と、主管団体である韓国社会投資のご尽力があったからこそであり、この場を借りて厚く感謝したい。また、韓国社会投資スタッフのジョン・ジユン氏は、訪問日程のアレンジから事前質問の翻訳、当日の案内・同行・通訳、シンポジウムの企画・運営、インタビュー記録の翻訳、訪問先団体とのやり取りに至るまで、膨大な作業をすべて笑顔で引き受けていただいた。彼女がいなければこの訪問調査は行えなかったといっても過言ではない。

特定非営利活動法人難民支援協会の松岡佳奈子氏は、忙しい本業の合間を縫って、韓国のマイクロファイナンスに関する論文と訪問先団体のウェブサイト日本語訳していただき、また調査後には、インタビュー記録と録音を照らし合わせて加筆修正作業をしていただいた。特定非営利活動法人日本希望製作所のチェ・ユナ氏、立命館大学大学院のイム・ドクヨン氏、立命館アジア太平洋大学のイ・スンジュン氏とパク・ジュンヨン氏には、訪問先団体のウェブサイトの日本語訳作業をしてい

ただいた。立命館アジア太平洋大学講師の牧野美希氏には、訪問先団体からいただいた資料の日本語訳作業を引き受けていただいた。

立命館アジア太平洋大学のイ・スンジュン氏とパク・ジュンヨン氏は、訪問調査に同行し、インタビューの際に通訳を務めていただいた。多くの方々が、韓国語の分からない筆者を快く助けてくださった。

訪問調査は、女性・市民コミュニティバンク代表の向田映子氏、立命館アジア太平洋大学の上原優子氏、佛教大学の佐藤順子氏にご同行いただき、インタビューの視点がより幅広く豊かになるとともに、私自身も多くの気付き・発見を得ることができた。

シンポジウム開催にあたっては、明治大学日欧社会的企業研究センター、および全国 NPO バンク連絡会の後援をいただいた。本報告書の発行は、明治大学日欧社会的企業研究センターからの助成によるものである。記して深謝したい。

報告書の内容には万全を期したつもりであるが、誤りがあればぜひご指摘いただきたい。

筆者は、今回の訪問調査で、韓国のマイクロファイナンスをくまなく把握できたとは思っていない。2週間という限られた期間に、ソウル市という一地域にあるいくつかの機関を訪れただけである。その意味では極めて部分的な知見に過ぎない。むしろ、今回の訪問調査を一つの出発点として、ダイナミックに変化し続ける韓国のマイクロファイナンスを把握する努力を今後も続けていきたい。

多くの方々のご協力により本報告書を発行できることを感謝しつつ、本報告書の発行を契機として、韓国及び日本におけるマイクロファイナンスのあり方について活発な議論が起きることを願う。

2015年1月

明治大学 経営学部

准教授 小関 隆志

# I. 2014 韓日社会的金融ミニシンポジウム

## 1) 概要

2014年9月、ソウル市市民廳にて、「2014 韓日社会的金融ミニシンポジウム——代案金融の状況共有・発展方策の模索」と題して、下記要領でシンポジウムを開催した。第1部は日本と韓国の実践家・研究者計5名が社会的金融に関する講演を行い、続く第2部は、第1部の講演に対するコメントを含めてパネル・ディスカッションを行った。

日時：2014年9月3日（水）14：00－18：00

会場：ソウル市市民廳（ソウル市役所地下1階）

主催：社会的価値評価ネットワーク（SIEN） 主管：韓国社会投資

後援：明治大学日欧社会的企業研究センター、全国 NPO バンク連絡会

司会者：キム・ホンキル（韓国社会投資事業管理部長）

開会挨拶：イ・ジョンス（韓国社会投資理事長）、小関隆志（明治大学経営学部准教授）

第1部：小関隆志、上原優子（立命館アジア太平洋大学国際経営学部助教／難民起業サポートファウンド理事）、佐藤順子（佛教大学福祉教育開発センター専任講師）、イム・チャンギユ（韓国社会投資最高執行責任者）、ムン・チョルウ（成均館大学経営専門大学院教授）

第2部：キム・ジョングル（漢陽大学校国際学大学院教授）、チェ・ヒョクジン（韓国社会的企業振興院企画管理本部長）、イム・チャンギユ、佐藤順子、上原優子、小関隆志（＝座長）



## 2) 登壇者プロフィール

### イム・チャンギョ (임창규/Lim, Chang-Gue) 韓国社会投資最高執行責任者

延世大学校経済学科卒。延世大学校経済学研究科修士課程修了。カナダ Tyndale Seminary 修士課程修了。1990年 Samsung Group に入社、サムソン生命リサーチチームのアナリスト、株式運用チームのファンドマネージャー、グローバル運用本部の本部長を歴任し、2012年に退職。

2013年に韓国社会投資事務局長に就任。

### ムン・チョルウ (문철우/文徹宇/Moon, Chul-Woo) 成均館大学経営専門大学院教授

1963年生まれ。ソウル大学校経営学科卒。1994年、アメリカ University of Maryland にて経営学博士号を取得。Cleveland State University 経営学部助教授、韓国イハヨジャ大学校国際大学院副教授、同国際学部学部長を経て、2004年に成均館大学グローバル経営学科に着任、その後現職。

SGS 社会的起業家アカデミー主任教授、社会的起業のためのインパクト活性化カンファレンス組織委員長、SELF (Social Enterprise Leaders From Asia) 組織委員、UN グローバルコンパクト (UNGC) 韓国支部評価委員を歴任。

現在、韓国インパクト投資振興院代表、韓国社会的企業非常任理事、社会的企業振興院の社会的企業経営公示委員会、社会価値評価ネットワーク (SIEN) メンバー。

### キム・ジョングル (김종골/金鍾杰/Kim, Jong-Gul) 漢陽大学校国際大学院教授

1962年生まれ。延世大学校経済学科卒。慶應義塾大学経済学研究科修士課程・博士課程修了。日本の長期信用銀行総合研究所研究員、韓国の第一金融研究院研究委員を経て、1997年に漢陽大学校国際大学院に着任。副教授を経て現職。

前大統領直属の北東アジア時代委員会諮問委員、大統領室の社会的企業育成 TF 委員、大統領室の協同組合法 TF 委員を歴任。

現在、セヌリ党の社会的経済基本法諮問委員、総理室・経済社会人文研究会企画評価委員、韓国協同組合研究所理事、アイコープ協同組合研究所研究員を務める。

### チェ・ヒョクジン (최혁진/崔赫振/Choi, Hyuck-Jin) 韓国社会的企業振興院 企画管理本部長

ソガン大学校政治外交学科卒。生協中央会組織部幹事、社会的企業原州生協理事会副理事長、原州共同社会経済ネットワーク政策委員長、大統領室の社会的企業育成 TF 委員を歴任。

現在、セヌリ党経済特別委員会顧問。

### **佐藤順子 (Sato, Junko) 佛教大学福祉教育開発センター専任講師**

立命館大学哲学科卒。滋賀県大津市役所保健福祉部、京都市役所民生局、医療法人淀の水病院医療福祉相談室長、社団法人愛生会山科病院地域福祉課係長を経て、2000年に佛教大学に着任、現職。

現在、滋賀県社会福祉士会副会長、行政の多重債務対策の充実を求める全国会議常任理事を務める。

### **上原優子 (Uehara, Yuko) 立命館アジア太平洋大学国際経営学部助教**

慶應義塾大学経済学部卒。青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科修士課程・博士課程を修了。

日本長期信用銀行、朝日アーサーアンダーセン、HSBC Group を経て 2013年に立命館アジア太平洋大学に着任し、現職。米国公認会計士。

NPO 法人会計基準策定プロジェクト専門委員、

現在、全国 NPO バンク連絡会監事、財務省九州財務局の財務行政モニター、認定特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク (NPO@PRO) 監事、公益社団法人難民起業サポートファンド理事、NPO 法人会計基準協議会回答委員を務める。

### **小関隆志 (Koseki, Takashi) 明治大学経営学部准教授**

一橋大学社会学部卒。一橋大学大学院社会学研究科修士課程・博士課程修了。CRI 協同組合総合研究所研究員、法政大学大原社会問題研究所研究員、特定非営利活動法人建設政策研究所研究員を経て、2001年に明治大学経営学部に着任。専任講師、助教授を経て現職。2011年より2年間、アメリカ University of Pennsylvania 客員研究員。

現在、全国 NPO バンク連絡会理事を務める。

### 3) シンポジウム記録

#### 開会あいさつ

##### キム・ホンキル氏

本日はお越しいただきありがとうございます。私は司会進行を務めます韓国社会投資のキム・ホンキルと申します。よろしくお願いいたします。

本日のシンポジウムは社会的価値評価ネットワーク (SIEN) の主催、韓国社会投資の主管、そして明治大学日欧社会的企業研究センター、全国 NPO バンク連絡会の後援を受けて行われることになりました。ありがとうございます。

本シンポジウム開催に至るまでの経緯を簡単に申し上げますと、昨年、小関先生が韓国にいらしてお話をされました。そして今年も 2 週間、数名の先生方がいらしていろいろな社会的金融を見学されました。本日のシンポジウムはこれまでの経緯を踏まえたいうでの総合的な討論の場になるものと期待されます。

それでは本日の流れについて簡単に申し上げます。今から 3:30 までは日本の 3 人の先生方からそれぞれのトピックスで発表してください。そして 3:50 から 4:40 までは韓国の 2 人の発表者が発表してください。そして最後に韓日のそれぞれの発表者が集まってパネル討論をする時間を設けたいと思います。

それでは韓国社会投資のイ・ジョンス理事長から開会のあいさつをいただきたいと思います。

##### イ・ジョンス氏

足元の悪い中をこれほど多くの方がお越しいただきありがとうございます。

私たちが生きている社会は多くの発展を遂げてはいるのですが、それが必ずしも幸せをもたらすものとはなっていません。社会の発展に伴って多くの問題が発生しているような気がします。そのため伝統的な社会問題解決策だけではなくて、新しい形の革新的な、そして多様な観点での問題解決方法が提案されているのですが、私たちは社会的金融に注目しております。

社会的投資、社会的基金に支援するのが社会的金融と定義できると思いますが、この社会的金融の初期には庶民金融またはマイクロクレジットを中心に発展してきました



キム・ホンキル氏



イ・ジョンス氏

た。しかし最近では社会的プロジェクトを支援する方向で発展していると思います。韓国と日本は異なる社会背景をもって社会的金融が発展してきたのですが、今回のシンポジウムを通して互いに異なる観点から互いの社会的金融を見つめあう機会を設けられたことを非常に嬉しく思います。

なにとぞ、本日のシンポジウムでは韓国と日本の社会的金融そして庶民金融のそれぞれの考えとヒントを取り入れる機会を作ること、そしてより深い協力の場を作るための機会になることを期待しております。

遠路はるばる日本からお越しいただきました3名の先生方、そして発表者の方々、ご出席いただきました参加者の皆様に感謝を申し上げます。皆様にとって有意義になるかと思えます。ありがとうございました。

### 小関隆志

本日、皆様にはお忙しいなか、本シンポジウムにご参加いただきまして、まことにありがとうございます。これほど多くの方が参加していただけたとは、正直予想しておりませんでした。社会的金融に関する関心の高さを改めて実感いたしました。

また、このような素晴らしいシンポジウムを開催することができたのは、ひとえに主催者の社会的価値評価ネットワーク（SIEN）および、主管の韓国社会投資の皆様のご多大なご尽力によるものと、深く感謝しております。

このシンポジウムが充実した内容になるものと期待しております。

今回私たち数名のメンバーが韓国のマイクロクレジットの現状を知りたいと思ひまして、韓国社会投資の全面的なご協力をいただきまして、2週間にわたってマイクロクレジット機関やその利用者の方にお話を伺っております。それぞれの訪問先で私たちの訪問を大いに歓迎してくださいました。社会連帯銀行の支援を得て起業している方からお話を伺う機会がありまして、その際にその方からこんな質問を受けました。

「マイクロクレジットは日本のほうがはるかに進んでいるのではないかと。なぜ、わざわざ韓国に学びに来るのか」ということでした。

しかし、マイクロクレジットに関していえば、実際、日本よりも韓国のほうがはるかに先を行っていると言わざるを得ません。韓国は新しいことを素早く取り入れてダイナミックに展開するので、いつも驚かされています。

厳密に言えば、それぞれの国の背景が違いますから、どちらの国が進んでいるとか、優れているといった比較は一概にはできませんが、しかし日本が韓国から学べることは数多くあると、今回の訪問を通じて改めて実感しております。

日本では現在、韓国やイギリスなどの先進事例を参考に、休眠預金口座の導入をしようという動きが進んでおりまして、現政権も今年度中に計画を作ると言っております。その計画の中に社会的金融も含まれ



小関隆志

るかもしれません。NPOバンクの関係者も期待に胸を膨らませております。しかし韓国やイギリスで休眠預金がどのように活用されているのか、またその課題は何なのかについて、日本国内ではほとんど知られていません。

今回、私たちは微小金融の現状とその意義・課題について多くのことを耳にし、大いに参考になりました。今回の訪問調査の記録と本日のシンポジウムの記録を後日報告書の形で刊行させていただきたいと考えております。本日のシンポジウムの内容は日本にも大きな示唆をもたらしてくれるものと確信しております。

限られた時間ではございますが、第2部の最後に質疑の時間がございますので、フロアの皆様にもぜひ積極的に議論に参加していただけると幸いに存じます。

堅苦しいあいさつはなるべく早く済ませたほうが、お互いに肩がこらなくていいかと思いますが、最後に一言だけ申し上げます。

今回のシンポジウムが韓国と日本の社会的金融のさらなる交流の第一歩となることを願って、私の冒頭のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

## 第1部

### 小関隆志「日本における社会的金融の市場と制度」

ただいまご紹介いただきました小関です。よろしくお願ひいたします。

#### ◆ 要旨

本日私がお話しすることはこの3点でして、第1は社会的金融とはそもそも金融包摂を促進する金融であるということです。

第2は日本では1960年代以降多重債務者の問題や、NPO/社会的企業の台頭を背景として登場してきたということです。

第3は日本の特徴で、法制度や政策、社会的金融に関する法制度が欠如していること、また欧米に比べて規模が小さいということです。

#### ◆ 1. 登場した背景

この表は、日本に社会的金融が登場した背景で、左側は需要側、右側は供給側の背景を書いております。

#### ◆ 2. 近年の発展

第1は多重債務者の救済という点です。韓国では1997年のIMF危機を契機として多重債務者が激増したと聞いておりますが、日本ではその発生が早く、1980年代に大きな問題が起きました。消費者信用生活協同組合（信用生協）はもともと普通の小口貸付を目的とした生協でしたが、高利の消費者金融が多重債務者問題を起こしますと、岩手県消費者信用生活協同組合が多重債務者救済のための融資を始めました。韓国の微小金融は小口融資をしていると聞いていますが、日本の信用生協は民間組織としてできて、そこに地方自治体や民間銀行などが資金を出して多重債務者を救済しました。1983年には静岡県労働金庫が同じく多重債務者救済融資を始めました。

日本では2006年に貸金業法が改正され、貸金業者の上限金利が20%に下がりました。それによって日本における多重債務問題はかなり解消していきました。しかし多重債務問題は解消しましたが、こうした信用生協や労働金庫は低所得者や生活困窮者に資金を融通するという使命があります。

それから1990年代に入りますと、多重債務者救済とは大きく性格の違う市民運動が登場しまして、日本ではNPOバンクと呼んでおります。今回の訪問先では「全国NPOバンク連絡会御一行様」という立札を掲げていただいて、「NPOバンクとはいったい何ですか」というご質問をいただきました。

#### ◆ 4. NPO・社会的企業への融資

NPOバンクというのは、市民が自分のお金を出資しまして、そのお金を集めてNPOや社会的企業などに融資する事業です。こうしたNPOバンクが出てきた背景は、一つは1990年代以降日本でNPOと呼ばれる市民団体がたくさん出てきたということです。もう一つはこれまで銀行にお金を預けていた人たちが、銀行の資金の流れに対して大きな疑問を持つようになったということです。

銀行はNPOという新しい市民団体がお金を貸してくださいと申し込んできても、そんなのは聞いたことがない、なじみがないということで相手にしませんでした。皆様の中にも、NPOといってもピンとこない方がいらっしゃるかもしれませんが、韓国にある社団や財団と似たようなものだとお考えください。

こうしたNPO（非営利組織）が福祉事業や学校を開く際にお金が必要になりますが、銀行がお金を貸してくれないので、では市民団体が市民からお金を集めてNPOにお金を貸そうじゃないかと考えたのがNPOバンクの始まりです。

他方、銀行に対する不信感も一部の市民にありました。どういう不信かといいますと、私たちが銀行に預けたお金が実は環境破壊や軍需産業などに使われているということがだんだんわかってきたからです。市民運動家が環境破壊や戦争に反対しても、自分たちが預けたお金が環境破壊や戦争につながっていたのではないかと。そうしたことから、自分たちのお金を銀行に預けるのではなくて、他のお金の流れを市民で作りだそうと考えました。

こうしたNPOバンクは現在14ほどありますが、いずれも規模の小さな市民団体です。これは政府からほとんどお金をもらえないということもあり、なかなか規模が大きくなりません。先ほどあいさつの中で申し上げました休眠預金口座の中から、NPOバンクにも少しお金が来るのではないかと期待があります。

#### ◆ 3. 社会的金融の全体像

現在日本の社会的金融はどのようなものがあるのか、皆様も疑問に思われると思いますので、マッピングをしてみました。

先ほどお話ししましたNPOバンクは左上にあります。多重債務者救済の団体はマイクロファイナンスにあたります。

#### ◆ 4. NPO・社会的企業への融資

NPOバンクといってもあまりイメージが湧かないかと思しますので、1つだけ礼をお示ししたいと思います。これは（NPO法人こうじびら山の家）コミュニティ・ユース・バンク momo というNPOバンクから融資を受けて活動している市民団体です。岐阜県の山の中で廃屋の農家を回収して宿泊施設を作りました。農村と都市の交流、農村の活性化のためのエコツーリズムを目的としてい

ますが、この団体に momo が融資しました。また、お金を出しただけではなく経営支援についても、事業計画書の書き方からマーケティングなども詳しく助言し、その結果成功した事例です。

#### ◆ 6. 投資・出資——市民・地域共同発電所／多摩電力合同会社

日本でも再生可能エネルギーを推進する市民団体が、原子力発電に代わる自然エネルギーとして風力発電や太陽光発電などを自分たちで設置し、発電する動きがあります。

その一つの例として、多摩電力は東京都多摩市で市民が出資し手太陽光パネルを設置し、その電気を東京電力に売電します。

#### ◆ 6. 投資・出資——投資ファンド

日本では3年前の2011年3月に大きな震災に見舞われました。震災復興を目的として様々な新しい社会的金融の動きが出てきましたが、その一つが投資ファンドです。

#### ◆ 6. 投資・出資——佐藤造船所

これは被災した造船所で、震災によってやられてしまいました。復興に高い費用がかかり、一企業だけでは負担できないため、東北共益投資基金が出資しました。その地域の経済復興の核となるような中小企業に投資をすることによってその地域全体の活性化につながると期待しています。

政府には中小企業に直接投資することはできないので、民間の役割が大きいと思いますが、ただ最近ではこうした資金が集まりにくくなっていることは確かです。というのも、震災から3年経つと人々の関心が薄れて、なかなか資金が集まらないからです。

#### ◆ 7. クラウドファンディング——購入型クラウドファンディング

クラウドファンディングも日本では震災を契機に出てきました。

#### ◆ 7. クラウドファンディング——陸前高田市の空っぽの図書館を本でいっぱいにしてプロジェクト

これは東北の陸前高田市というところですが、右側に移っている写真は津波で中身が流されてしまった図書館です。この図書館の建物は公的資金で立て直すことができましたが、中身の本は多くの人々から寄付金を募るというプロジェクトができて、全部で800万円以上が集まりました。

#### ◆ 7. クラウドファンディング——マイクロ投資ファンド

出資型のクラウドファンディングは日本にまだ1つしかありませんが、投資のプラットフォームを提供するものです。運営会社はもともと音楽家に資金を提供するものでしたが、その後は音楽と関係なく、被災地の復興支援のための投資も始めました。

#### ◆ 7. クラウドファンディング——（株）八木澤商店

この写真は醤油ですが、被災した醤油製造会社を支援するためにファンドができました。

#### ◆ 9. 法制度と政策

日本ではこうした社会的金融に対して政府はほとんど支援しておりません。むしろ営利金融と同じ扱いをして、規制を強化しています。したがって日本において社会的金融組織は生き延びるのに非常に苦労しています。

## ◆ 10. 韓国と日本の比較

最後に、韓国と日本の比較を考えてみました。

例えば多重債務者問題や社会的企業の台頭は両国の共通した背景であろうと思います。他方で日本は社会的金融への政府の支援は非常に限られたものであるのに対して、韓国の場合は社会的金融に対して非常に政府の手厚い支援があります。

## ◆ 10. 日本の社会的金融の課題

日本の社会的金融の課題は、政府や銀行・財閥からの資金を得られない、市民からの出資に頼らざるを得ないために小規模なままにとどまっているということです。

## ◆ 11. 結論

多重債務者・生活困窮者に対する金融包摂は日本でもまだまだ必要なことですし、増え続けている NPO や社会的企業への資金供給も、社会的金融にとっては重要な課題です。

それでは時間となりましたので、私からの報告はここまでにさせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

## 上原優子氏「社会的な金融の代表的な機関」

ただ今ご紹介いただきました、立命館アジア太平洋大学の上原優子と申します。私は普段大学では会計や監査を中心に授業しております。専門性から言いますと営利企業の会計および監査が専門ですが、その一方で社会的企業の授業も担当しております。そしてプライベートでは NPO バンクにも実務家として関わらせていただいております。

私の本日のテーマは「社会的な金融の代表的な機関」ですが、社会的金融の中でも私が関わっております NPO バンクについて、最近のトレンドも含めて、具体的な事例を二つ挙げさせていただきます。最近の傾向としては公益法人型の NPO バンクが設立されてきていますので、なぜそのような NPO バンクが出てきたのかについてもお話したいと思います。

## ◆ 内容

最初に、公益法人制度改革についてお話した後に、それが NPO バンクとどのような関わりがあるのかをお話します。そしてケース 1 として信頼資本財団、ケース 2 として難民起業サポートファンドについてお話します。

## ◆ 公益法人制度改革と NPO バンク——日本の法人制度

このスライドは日本の法人の全体像を大まかに示したものです。公益か非公益か、営利か非営利かの観点から 4 つの区分に分けています。公益法人は公益・非営利の枠組みに入っています。もともと公益は政府が担うものという考えが日本には伝統的にありました。このため公益社団法人・公益



上原優子氏

財団法人は設立するのはたいへん困難で、政府と密着のかかわりがある大規模なものとして運営されてきたものがほとんどです。

大規模な公益社団・公益財団が政府の指導監督のもと作られるという考えが大きく転換するきっかけとなったのは、2000年から2008年にかけて行われてきた公益法人制度改革です。これは約100年の間変わらなかったシステムの大きな転換となりました。

どう転換したかといいますと、民間が公益を担うということが積極的に位置付けられたということが言えます。もう少し具体的に申し上げますと、改革以前は公益法人の設立は許可制になっていて、国や都道府県が所轄し、旧主務官庁によって設立が許可されるということになっていました。これが認定されるということで比較的簡単に公益法人の設立が可能となりました。

そしてそれまでは大規模な資金がなければ設立が難しかったのですが、改革によって例えば財団は300万円から設立できるようになりましたので、比較的負担が少なくても設立が可能となりました。

#### ◆ 公益法人制度改革と NPO バンク——改革のポイント

それでは、その公益法人の制度がこのように変わったことによって、NPO バンクにどのような影響があったのかを説明したいと思います。

日本では非営利金融に対する法律は整備されていないのが現状です。営利の金融の場合には、貸金業法に適應させなければなりません、その水準は今の NPO バンクにとっては非常に負担の大きいものになります。

#### ◆ 公益法人制度改革と NPO バンク——公益法人選択の理由

貸金業法の管轄は金融庁になりますが、公益法人という形にでは、内閣府が所轄になりますので貸金業法の適用外で運用できる法人格となります。また公益活動をします、寄付金の税制優遇を受けることができ、公益法人型の NPO バンクは寄付が集まりやすいと考えられています。

#### ◆ 公益財団法人信頼資本財団

ここからケースとして信頼資本財団の状況をお話ししたいと思います。信頼資本財団は公益法人改革後に設立された初めての公益法人型の NPO バンクです。設立は2009年で、公益法人改革後すぐ後に設立されました。一言で NPO バンクといってもその一つ一つの組織は、インタビューしてみますとその活動には特徴的なものがあります。

信頼資本財団も非常に特徴のあるもので、信頼を資本として考えるという新しい発想の上に財団が設立されています。融資は無担保・無保証・金利ゼロで運営されています。私と信頼資本財団とのかかわりですが、設立後日が浅い時期に、会計の専門家が見つからないので、少しお手伝いをさせていただいたという経緯があります。

#### ◆ 公益法人財団信頼資本財団——収縮時代の到来

事業内容についてはスライドを見ていただきたいと思います。財団が社会に対してどのような問題意識を持って設立されたのかをお話ししたいと思います。財団は、これからは少子化で日本は経済の縮小傾向にあり、今までのような資本主義的な考え方だけでは解決できない問題があると考えています。この問題をどう転換していくかについて、資本をお金ではなく信頼に置き換えて考える世界観、ビジョンを掲げました。またこのような少子化問題を日本が解決するという事は、後に続いて少子化を迎える国はたくさんあるため、重要であると考えています。

#### ◆ 公益財団法人信託資本財団——量的拡大経済の弊害

資本主義社会の中で日本は発展しましたが、その結果として出てきた弊害もあります。その中には環境問題や都市の問題、過疎化、教育の格差、自殺率の高さなども挙げられます。信託資本財団はこれらの問題が現れたことを資本主義の限界と考え、新しい世界・システムを変えていくことを考えています。

#### ◆ 公益財団法人信託資本財団——無利子、無担保・保証人不要

信託を大切にしたい新しい融資の在り方では、起業する人に担保は必要ありません。その代わりに信託責任者という、起業する人を信託し支えてくれる人を必ず選定しなくてはなりません。

信託をもとに活動した結果を、信託資本データベースを蓄積して、新しく社会起業を起こす人の知恵として共有したり、共感する人の寄付を集めたりして資金を賄うという考え方をしています。

#### ◆ 公益財団法人信託資本財団——信託資本財団の融資事例

次に具体的にどのようなところに融資しているかをご紹介します。「坂の途中」は有機農業をする団体です。左上にあるように、今までのように大規模な農業で薬剤をまくと、土地がやせてしまいます。「坂の途中」は健康的な農業を目指し、将来の農業を奪うような「未来からの前借をやめましょう」、と子どもたちに豊かな未来を残すことを目指しています。時間がありませんので、他の融資事例については後でご覧下さい。

#### ◆ 公益財団法人難民起業サポートファンド

次に難民企業サポートファンドについてお話いたします。難民企業サポートファンドは2010年に一般社団法人として発足しました。私は理事をしております、また融資委員会すなわち融資の決定をする場合のジャッジもしています。

#### ◆ 公益社団法人難民起業サポートファンド——日本に逃れてくる人は増えている

難民起業サポートファンドがどのように世界を見ているかということですが、実は日本に海外から来る難民で、難民申請をする数は3260人に上りますが、政府が認定したのは6人というのが現状です。島国ということもありますが、難民が日本にいることを知らない人も多いですし、難民をどのように支援するかは大きな社会問題です。

#### ◆ 公益社団法人難民起業サポートファンド——難民支援協会（JAR）のはたらき

そのような問題を解決すべく1999年に難民支援協会というNPOが発足しました。まず難民が日本に来た場合にすぐに必要な、法的な支援、生活の支援、コミュニティ支援を開始しました。しかし最終的には日本に根付いていただくという活動が必要です。難民の場合は日本語が話せない、また文化に馴染めないために日本の企業に就職が難しいケースも多いわけです。難民支援協会はこれまでの生活や法的な支援だけではなくその方が持っている力、例えば祖国の文化を生かしながら起業することなどを支援するため、難民起業サポートファンドを設立しました。

#### ◆ 公益社団法人難民起業サポートファンド——「信託」の重視

ただし難民はそもそも起業に長けた人が起業したいと言ったわけではなく生活の糧として起業するので、融資の前に経営について支援することが大きな課題となります。難民起業サポートファンドがまず行ってきたのは経営支援で、例えば料理店の経営の支援などを最初に行っていました。

#### ◆ 公益社団法人難民起業サポートファンド——ESPRESSO の経営支援事例

融資の事例ということで、パキスタン出身とミャンマー出身の起業の事例を資料として添付しました。内容をご覧いただければと思いますが、難民が起業して、そこに次の難民を雇用するという循環ができることも大切なことだと思っています。

信頼資本財団も難民起業サポートファンドもユニークなものだと思いますが、社会的に意義の大きなものだと思います。

先ほど、小関先生から休眠預金活用の話がありましたが、その資金がどのように動くのか、NPOバンクにどのように入ってくるのかは、私も興味があります。以上で私の発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 佐藤順子氏「金融の疎外階層に対する政策と支援制度」

私は大学の教員ですが、金融疎外階層を支援する運動をしています。

多重債務者の問題について、日本では運動の結果、多重債務者の状態が良くなりました。そして韓国ではどのような状態かを教えていただきたいです。

#### ◆ 日本人と多重債務

日本では長年、多重債務者問題で国民が苦しんできました。

少し話は逸れますが、日本・韓国・台湾の3国で多重債務者の交流会を毎年開いています。

まずお話ししたいのは、日本でどのようにして多重債務者問題を解決してきたのかということです。完全に解決したわけではありませんが、いつきの以前の厳しい状態は脱しました。そのことをお話ししたいと思います。

#### ◆ 消費者金融を利用する目的は何か

このグラフはつい最近の NTT という通信電話会社の調査データです。いまだに生活を維持するための借り入れや借金を返すための借り入れが続いています。それでも以前に比べましたら多重債務者つまり2か所以上の消費者金融から借り入れをしている人の数はだいたい半分近くになりました。

#### ◆ なぜ減少したか

なぜこのように多重債務者が減ったかという、韓国の司法関係者にもお伝えしたいのですが、日本では弁護士の関与が非常に強かったためと思われます。



佐藤順子氏

日本でも多重債務問題は50年以上ずっと続いてきた非常に厳しい問題でした。しかし2006年に最高裁判所が判決を出しました。その判決内容は日本の金利を規制する法律、それから消費者金融を規制する法律、この二つの法律が憲法に違反するという判決を出しました。

その結果、法律の改正があり、4つのポイントがあります。

#### ◆ 2006年改正貸金業等法の4つのポイント①

まず1点目ですが、参入に対する規制です。そして2点目は、借り手の借り入れに対する規制です。特に無職の専業主婦は夫の同意書、夫の収入証明書が必要となりました。

#### ◆ 2006年改正貸金業等法の4つのポイント②

3点目は金利の規制です。韓国の金利は日本の水準ほどは低くはありません。ただし日本では金利規制の法律が改正されまして、金額に応じて金利は違いますが、15%から20%の間、それ以上だと法律違反ということになりました。そして4点目に業務規制、行為規制です。韓国でも同じ問題が起きていると思いますが、消費者金融の非常に厳しい取り立て、例えば夜間早朝に取り立てる、脅迫する、子どもの学校に業者が訪問するというのは、法律違反となりました。

その結果、多重債務者も減りましたし、消費者金融業者もずいぶん減少しました。最も業者数が多かったのは1986年でしたが、去年は10分の1にまで減少しました。

ただし、現安倍政権はまた元の金利に戻そうと考えています。私たち市民運動は反対活動をしていきたいと思っています。

#### ◆ 日本の公的貸付制度——生活福祉資金貸付制度①

私の話の2点目です。日本には政府と自治体が運営するマイクロファイナンスがあります。1955年にできた制度です。対象となるのは低所得者、高齢者、障害者です。母子世帯にはまた別の制度でマイクロファイナンスがあります。ここでは低所得者、高齢者・障害者のためのマイクロファイナンスについてお話をします。

韓国でも2000年に国民基礎生活保障法ができたと聞いておりますが、日本では1955年の生活保護法をずっと使い続けております。この日本の公的なマイクロファイナンスの対象者はどれくらいの収入かといいますと生活保護法の基準の1.5倍以内を対象としています。

#### ◆ 日本の公的貸付制度——生活福祉資金貸付制度②

しかし、使われることはあまりありませんでした。その理由として政府は、この制度を宣伝しなかったことが1点です。そして保証人が必要だということがありました。そして返済能力がないとみなされるために借りられない人が多かったのです。

#### ◆ 総合生活支援資金貸付制度の創設

1955年にできた日本の公的なマイクロファイナンスがやっと見直されたのは2009年です。なぜ見直されたかといいますと、2008年にリーマン・ショックがありました。その時に住むところと仕事を失う若者がたくさん現れました。日本でも貧しい人の運動は低調ですが、「年越し派遣村」という名前で、テレビで報道されました。もう1点は、当時は政権交代がありました。新しくできた民主党政権の下でマイクロファイナンス制度は大きく変わりました。どのように変わったかといいますと、まず保証人なしでも借りられるようになりました。今まで金利は3%でしたが、金利は0%

または1.5%となりました。そして今まで日本の公的なマイクロファイナンスは毎月の生活費のために借りられませんでした。毎月の生活費のために借りられるようになりました。

◆ 生活福祉資金貸付制度貸付件数の増加

このグラフはマイクロファイナンスの貸出件数です。2009年に増えていますが、それくらい一般市民の需要つまり保証人なしで借りられて金利も0%のマイクロファイナンスへのニーズが高かったと思われます。ただし問題点もありますのでそれも併せて申し上げます。

◆ 総合生活支援資金貸付制度の問題点①

まず、マイクロファイナンスは一つの目的として一時的な生活の困窮に対応するために始められました。結果的には収入が生活保護基準以下の人に対する貸付が9割を超えています。2点目は貸付を受けた人に対しては就労支援するという条件がありますが、就労を継続した人は1割程度でした。

◆ 総合生活支援資金貸付制度の問題点②と生活協同組合による多重債務者支援

そして、公的なマイクロファイナンスの滞納件数は3割に上っています。この点が問題です。また職員は非営利組織や自治体の職員ですが、ほとんどフォローしません。貸付を受けた人の半分以上が、借受後に仕事をしているかどうかも把握していません。

他方で岩手県や東京都では多重債務者への生活支援・相談を行っています。

◆ 結論

根本的な問題は、収入も資産も低い人がお金を借りてはたして生活がなりゆくのかということ。日本政府は生活保護受給に抑制的です。ますます生活困窮者が救われないという流れですが、生活をなりゆかせるための仕組みをもっと学んで取り入れないといけないと思います。

ご清聴ありがとうございました。

司会 キム・ホンキル氏

韓国では貸金業法における金利規制がどうなっているか知りたい先生方もいらっしゃるかもしれませんが、2014年4月から金利が30%から34.9%になり、利子制限法が7月までは30%までだったのが25%に改正されました。現在複数の議員が利子制限法と貸付業法を同じ25%にしようということで、議員立法を提出したところです。

イム・チャンギョ氏「韓国の社会的金融の発展過程及び課題」

皆様こんにちは。ご紹介にあずかりましたイム・チャンギョと申します。

私はここ15年間、韓国の社会的金融がどのような形で発展してきたのかを調べて、また今後の課題について申し上げます。

## ◆ 国内の社会的金融の流れ

韓国における社会的金融の始まりをマイクロファイナンス機関の登場と考えるならば、2000年初頭と考えられます。この頃、楽しい組合と社会連帯銀行が始まりました。2007年に休眠預金法と社会的企業育成法が成立したことにより、社会的金融の発展における重要な転機が設けられました。それから社会的企業を支援するための金融面での試みがありました。2012年、韓国社会的投資とソウル市のソウル市社会投資基金の設立は韓国の社会的金融の歴史における画期的な出来事と言えます。

2000年代初頭、民間のマイクロクレジット機関が登場することにより、政府の関心も高くなりました。保健福祉部と女性家族部で疎外階層を対象とした融資事業を作りました。2008年、政府は休眠預金法が制定されたことを契機に微小金融やヘッサルローンなど、民間金融機関と連携した庶民金融政策を本格的に取り入れることとなります。民間のマイクロクレジット機関の先駆けといえる楽しい組合は440の個人企業を支援し、そのほか、教育やコンサルティング事業を行っております。社会的フランチャイズという韓国型マイクロクレジットモデルを開発しています。社会連帯銀行は2002年に発足してから今まで1800の個人企業を支援していて、現在韓国の民間マイクロクレジットのトッププレーヤーといえます。最近では社会的企業と大学生の学費貸出事業にも事業領域を拡大しています。そのほかにも起業支援サービス、法律および心理相談サービスを支援しています。政府も民間のこのような取り組みに歩調を合わせて庶民金融事業を始めました。新しい希望の胞子は都市銀行が、ヘッサルローンは地域信用保証機関の保証を受けて貯蓄銀行が、そして微小金融は微小金融財団が行っております。貸出対象は低所得者・低信用者の個人企業及び生活費としています。そのため政府はこの3つの庶民金融を庶民金融振興院に統合して運営する法案を準備しています。



イム・チャンギュ氏

庶民金融とは性格の異なるものですが、社会的経済企業を支援するために2007年にファンド・オブ・ファンズ育成法が制定されました。これらの社会的企業を支援するための政策資金融資を行っています。2012年には協同組合基本法が成立したことにより協同組合形式の小規模社会的経済単位の育成の土台が作られました。今年、2014年には社会的企業や協同組合、マウル企業の体系的で効率的な支援のための社会的経済基本法が議員立法で4月に与党から、9月に野党から提出されるものと予想されています。

民間の社会的経済企業の投融資事業はヨルメナム（実の分ち合い）財団が行っており、5つの社会的企業を直接運営しており、74の社会的企業に対する融資支援を行っています。単なる融資にとどまるものではなくいろいろな分野におけるコンサルティング事業も行っています。

社会的価値を革新的なアイデアやビジネスモデルとして生み出している、社会的ベンチャー企業に対する初期の持ち分投資がいくつかのソーシャルベンチャーキャピタル機関によって行われています。ソプンはその代表的な機関の一つであります。その他にグッドインパクトなどの会社があります。ですが今の段階でソーシャルベンチャーキャピタル機関は一握りの少数の機関しかありません。

社会的経済企業に対する投融資市場である社会的投資市場が形成され発展していくためには、いろいろな切り札が必要です。その中でも重要なのが、社会的経済企業が生み出す社会的価値に対す

る客観的な評価基準です。そのために韓国社会投資、SK ヘンボクナム（幸せの分かち合い）、SK 経営研究所、雇用労働部（省）、学会、社会的経済組織などからなる SIEN が 2013 年に発足し、運営されています。本日のシンポジウムも SIEN の主催で開催することができました。最近欧州をはじめ全世界的に関心を集めているのが社会成果連携債権、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）です。韓国でもこれを導入して施行するための取り組みが行われています。2014 年には SIB 事業のためのソウル市の条例が制定されました。最初の SIB 事業の準備作業が行われているところです。それを行う機関として、イギリスのソーシャルファイナンス UK に相当する機関が韓国社会投資です。

次に法的制度の動きについて説明します。社会的経済基本法は 4 月に与党が議員立法で提出しました。野党は 9 月に提出すると思われています。ほぼ同じ内容ではありますが確かな違いもあります。野党の新政治民主連合がヒアリングを行っています。その法案には社会的金融と関連する重要な内容が含まれています。社会的経済発展基金の設置と運営がそれに当たります。この基金は韓国の社会的金融の発展と社会投資市場に大きな影響を及ぼすと予想されています。この内容については後でパネルディスカッションに詳しく話す機会があると思います。

韓国社会投資について説明する前に、政府が主導する社会的金融のメリットとデメリットについて簡単に申し上げます。

日本とは違って、韓国の社会的経済は政府の積極的な主導によって発展してきました。政府が主導する社会的経済は、発展するまでかかる期間を短縮するというメリットがあります。これに必要な資源の供給や大衆の認知度を短時間で上げることもメリットとして挙げられます。ですが、その影もくっきり差しています。まず官僚主義や市場の歪曲、短期実績主義などによる非効率性などを挙げることができます。特に社会的経済組織の過度な政府依存をもたらす恐れがあります。

今までの韓国における社会的金融・社会的経済がどのように発展してきたのかを申し上げました。発展過程の中でいろいろな副作用・問題点もありましたが、時間が限られていたため説明することができませんでした。今まで現れた問題は韓国における社会的金融が発展していくうえで必ず解決が必要なものだと思います。

社会的銀行の世界連合会である CGAP の資料からある文章を引用してみました。社会的金融の政府の役割は金融サービスを円滑にするものであって、その直接的な施行者になってはいけないと書かれています。政府が直接貸し出し事業を行いますと、それはモラルハザードを必然的にもたらしめてしまいますので、絶対に成功することができません。政府はそれを支援する制度的な環境づくりに力を注がなければなりません。

韓国社会投資については日本の先生方も詳しいので、詳しい説明は省きますが、このスライドだけ簡単に申し上げます。ソウル市の公的基金と民間基金が共同で社会的経済企業への融資及び社会的プロジェクトへの投融資を行っています。2013 年 5 月最初の融資が行われてから 1 年 3 か月間、160 億ウォンの資金が執行されました。施行から日がたつてはいませんが、廃業率は 0% です。民間における事業のために助成された資金まで含めると、約 300 億ウォンの社会投資が行われた計算となります。

私の発表はここまでです。ありがとうございました。

## ムン・チョルウ氏「社会的価値評価の重要性及び発展の展望」

韓国社会企業振興院の非常任理事を務めております。

私は大学の経営学部で教えている教員ですが、専攻は経営戦略で、社会的企業については6年前から関心をもって研究に参加させていただいています。

本日私がこの場で依頼された理由としては、韓国の社会的価値評価協議会 SIEN が2年間それに関連する研究してきていますが、社会的価値評価の研究を社会的金融の観点からどのように捉えているのか、その話をするために依頼されたと理解しています。

このスライドは世界的な社会的経済の研究活動、政府の施策を調べてみたら、いろいろありましたがその中で重要なものをまとめてみました。

社会的経済は政府の失敗と市場の失敗を補うものです。主な目的は社会問題を解決することで、社会的価値を生み出す市場に参入することです。そして共有経済的な方法と企業効率性が結合したという特徴を持ちます。

ここで注目しなければならないのは社会的経済が今までのマイノリティな位置から発展して主流経済になりつつあるということです。



上の写真は1900年のパリ世界博覧会の宣伝ポスターです。この時初めて社会的経済の展覧会が開催されました。これは1855年ロンドン世界博覧会から始まった動きを取ったものです。市場経済から生み出される商品やサービスの価格を、支払うことのできない疎外階層に、もっと安い価格で商品やサービスを手に入れられるようにしようと、1855年ロンドンで初めて概念が議論されました。

その後世界的にいろいろな議論が行われて、先進国はすでに法制度の枠組みの中で社会的経済の位置付けをしています。イギリスは2010年に法律ができていますし、ポルトガルは2013年、フランスは今年7月に社会的経済に関する法律ができました。カナダも今年法律が成立しました。韓国も現在、社会的経済基本法が与党と野党で、議員立法で提出されています。このように社会的経済は法的権利を持つ経済主体として認められているところだと思います。フランスの場合、GDPに占める社会的経済の割合は6%、雇用では12%を占めています。現在、21万5千の社会的経済組織が存在していますし、2000年から2010年までの雇用増大が23%に達していますが、同じ期間、民

間セクターでは同期間の雇用は6%の増加にとどまっています。これくらい、雇用創出効果でも社会的経済は効果が高いことが証明されつつあります。

社会的経済が活性化するためには社会的価値評価が不可欠です。社会的価値があることを主張するだけでは意味がありません。価値を定量化して投資家や民間、政府にコミュニケーションしないと、社会的経済は経済主体として認められることができず、持続可能性が見込まれません。

ECでは既にヨーロッパ・スタンダードを今年9月に確立しました。今年6月のことです。アメリカを中心とするAPECの協議会であるグローバル・インパクト・インベストメント・ネットワークが2009年に発足しましたし、REDFやSROIなどの多くの民間・政府機関の協議会が価値評価のスタンダードを制定するための協議を重ねています。

オーストラリアでは、政府が提供しているすべての福祉サービスを同じ指標で社会的価値を評価するためのツールを開発して導入する試みをしています。韓国でも社会的価値評価が必要だという認識が高まりつつあります。パククネ大統領が2013年に国政課題として社会的価値評価を含めました。社会的経済基本法でも社会的価値評価が重要だということが強調されていますし、社会的企業や協同組合の実務ベースでも社会的価値の評価のニーズが高まりつつあります。

私たちが今まで社会的価値評価のために何をしてきたのかまとめて申し上げます。

5年前から2年前までは研究者が中心となって、社会価値評価の指標や方法にはどのようなものがあるのか研究を進めてきました。2013年には韓国社会投資、韓国社会的企業振興院、SKヘンボクナム（幸せの分かち合い）財団、ウリ銀行の4団体が参加して、韓国に適用できる社会的価値の評価のための標準指標開発のための研究を進めました。今年は昨年の研究を継承して、社会的価値評価のための標準指標開発を終了する計画を立てて研究を進めています。基本指標が開発される2015年からはこのような指標を開発して、どのように社会的価値を評価することができるのか、その評価の方法論についての研究が必要になると思います。またこのような評価を使った成果のためのプレテストも必要になります。

このような指標ができましたら、最も深い需要者となるのは、韓国では政府が主導して社会的企業・社会的経済が発展してきているので、政府機関、中間機関が指標を最も多く使うことになると思います。私が話したいのは公共的な需要だけではなく、民間と公共機関が協力して統合データベースを構築する必要があると思います。海外の事例を見ますと既に社会価値評価のための指標は開発されていますし、こうした指標による評価の結果もたくさん出ています。韓国も独自に指標を開発していますが、このような指標は海外に比べると一部に過ぎないと思います。民間と公共機関が協力して統合データベースを構築できれば既存の政府データベースと相互的に、そして補完的に活用することができますので、民間での活用度を高めることが期待されております。

社会価値評価の統合データベースがなければ、まずコミュニケーション・ランゲージがない問題がありますし、また使われている指標が客観的に妥当であるということを説明できないという問題もあります。そしてもし社会的価値評価統合データベースがなければ、投資機関や中間機関ごとに社会価値測定指標を自主的に開発するという非効率が発生するかもしれません。



ムン・ Cholウ氏

2013年、GIINが調査したところによりますと、回答機関の98%は標準化した価値評価指標は最小限の重要度を持つと回答しております。まず統合データベースをどのように構築するのか、その方法について考えると、まず指標ライブラリーの構築があります。そして社会価値評価機関を世界的にデータベース化すること。そして実際に指標を使った評価結果の機関別のデータベースの構築、などのことが必要になります。そしてこのようなDBを構築するためにはまず、海外の研究機関と多くのネットワークを構築して各国別にどのような指標作業を進めているのか、それに関するデータを入手する必要があります。

世界の多くの先生方、研究者が社会的価値評価研究に大きな関心を寄せています。

時間がオーバーしてしまいましたので残りは省略いたします。ありがとうございました。

## 第2部 パネルディスカッション

### 小関隆志（座長）

それではこれから第2部パネルディスカッションを始めさせていただきます。座長を務めます小関隆志です。よろしくお願いいたします。進行についてですが、私からこれまでの論点を簡単に要約し、その後5名の討論者の方からお話しいただきたいと思います。



第1部の日本側の発表では、日本の状況を簡単に説明いたしました。日本の社会的金融の状況、マイクロクレジットやNPOバンク、多重債務者の問題についてお話しいたしました。

韓国側からはイム・チャンギョ氏から韓国の社会的金融の発展の経過について、またムン・チョルウ氏からは社会的価値評価について、広い視野からお話をいただきました。

かなり幅広い論点で、私の力量ではまとめきれませんが、様々な示唆を含んでいたと思います。これまでの議論を踏まえて、それぞれの討論者からお話しいただきたいと思いますが、最初にハンヤン大学校のキム・ジョングル先生にお願いいたします。

### キム・ジョングル氏 コメント

非常に興味深い発表だったと思います。いくつかポイントだけお話ししたいと思います。

韓国の社会的金融の法制度はチェさんがお話しします。

まず私がお話ししたいのは、社会的価値をどのように評価するかということです。これについてはいろいろな研究者があるように思われますが、現実に適用できる研究はそれほど多くはありません。短期的ではなく長期的な評価に目を移しますと、使える研究は限られてきます。

韓国では短期的な生活資金や長期的な運用資金に関する法制度は整備されていますが、長期的に投資資金がどのように運用されて流れていくのかを評価するシステムができていません。これからは長期的な投資資金の社会的評価を研究する必要があります。

私が知っている限り唯一の事例として挙げられるのはカナダ・ケベックの資金です。18年間短期的な資金の運用、長期的な投資資金に関する研究のためのマニュアル化などいろいろな試みがありましたが、実際に形として整理されたのはようやく1-2年前のことです。長期的な資金が必要だということを、また長期的な資金の価値評価が必要だと考えるうえで、今まで世界的に成功モデルがあまりないという事実を認めたいうえで、これからの研究を進めなければならないと思います。

第2に、価値評価を政府が行うことの問題です。韓国では政府が多くの資源を投資しているので、それへの評価を政府が行うのなら民間もそれに合わせていくしかなくなります。多くの価値評価が存在して競争しなければなりません、政府が価値評価をしてしまいますと、政府の価値評価が一つの標準化したモデルになってしまって、それが資本の歪曲などをもたらしてしまいます。これから政府が介入するのは、問題はないかもしれませんが、政府が支援する原則や方法については、これから多くの議論が必要だと思います。

3つ目のポイントは投資であれ貸し出しであれ、支援を受けた組織の規律をどのように確立するかという問題です。金銭的な成果が求められる組織なら評価は簡単ですが、社会的な成果が対象になると、支援を受けた組織はいくらでも詐欺をしてしまう可能性があります。二つの方法があると思います。まず業界の自律性に任せる方法がありますし、もう一つはイギリスのチャリティ・コミッションのように、政府機関がかかわってすべての関連組織の透明性を確保する方法があります。

先ほどムン・チョルウ先生が価値評価のデータベースの構築の話がされました。データベースも重要ではありますが、もっと重要なことはデータベースの対象である、価値評価のための情報が透明にすべて共有できることだと思います。

最後に申しあげたいことは、韓国には政策と制度がありますが、日本には政策・制度がありません。他方、日本には運動があります。日本には生活協同組合の組合員が約2600万人いると聞いています。そしてNPOの運動も活発ですし、運動に関するコンピタンスが非常に高いものと思われます。市民運動の経験がありますし、ビジョンも持っています。日本には制度がありませんしNPOに関する支援が少しは改善したという話はありませんがそれでも、韓国に比べるとまだまだ足りない部分が多いと思います。韓国の財源に比べて日本のすべての経済や金融の財源は4分の1、5分の1くらいしかないのではないかと思います、韓国には支援の制度があつて、日本には制度がないのですがその代わりに現場で蓄積された経験と運動があります。日韓の社会的金融の交流においてはそれぞれが持っていないものを助け合うことによって更なる発展を遂げていくことができると思いますし、私はその部分に期待を寄せております。私のコメントはここまでにしたいと思います。ありがとうございました。《途中退席》

#### チェ・ヒョクジン氏 コメント

本当に素晴らしい発表をお聞きすることができてうれしく思います。



キム・ジョングル氏

私が話したいことはほとんどキム先生が話されましたので、それを省いてポイントとして考えていることを申し上げます。

社会金融問題をめぐって日韓が同じ場に集まったことは大きな意味を持つ出来事だと思います。

私たちはヨーロッパに比べて経済的に遅れていると言われますがその理由の一つは、ヨーロッパは国境を接する国々が多く、また情報を共有できる EU という共同体があるので、こういった違いが格差をもたらしていると思います。

私たちアジアの国々は市場経済で欧州に遅れていますがそのほかにも多くの社会問題を抱えています。

その中でも韓国と日本は社会的経済でアジアの国々では先駆けた経験を積み重ねてきたと思いますので、アジアにおける社会的経済・社会的金融の発展におけるアジェンダを日韓が一緒に作っていく取り組みが必要だと思います。



チェ・ヒョクジン氏

社会的経済の観点から社会的金融をとらえると、解決すべき課題としては、法制度の水準をどのように作るのか、安定的な金融会計の構築、税制の問題、リーダーシップの育成などが挙げられます。

このような課題を政府が政策に取り入れているのは大きな変化だと思います。それを実りあるものにするために、韓国と日本の経験だけではなく世界のいろいろな事例や経験を取り入れる必要があると思います。

発表内容にもありますが、社会的金融を金融からのみ捉えると限られた視点から問題を解決することになると思います。社会的金融における対象の性格や背景、問題をすべて総合的に捉えたアプローチが必要になってくると思います。

そして本日のような場がさらに実りのあるものとして発展していくためには日韓の共同的な経験を積み重ねる必要があると思います。

私は数年前日韓の生活協同組合が公正貿易の連帯基金を作るための議論を見たことがあります。その時、日韓の生協が基金を出してパレスチナにオリーブ油を作るための初めての基地を設けました。それを通じて、パレスチナの現地ではお金が必要な人に自立の機会を与え、韓国・日本の人々には安全なオリーブ油を提供することができることになりました。そうしたすべてのことを目の当たりにして私は、金融だけでなくいろいろな機能が結合された素晴らしい経験だと思います。日韓が共同で行ったことに大きな意味があると考えました。

そしてもう一つの事例として私は数年前、日本の阪神医療生活協同組合で朝鮮人の高齢者のための医療支援の取り組みを見たことがあります。日本の植民地時代に徴用され、一人で老いていく在日朝鮮人独居高齢者のための連帯基金を、日本の市民運動で作っていることも、素晴らしい社会的金融の事例ではないかと思いました。

このように社会的金融はある国境を越えた取り組みになれる可能性を見いだせる事例だと思います。このように社会的金融が第三世界を支援したり、両国の社会問題を解決するための制度的な採

り入れの助けを提供することは、国々の制度の改善の点でも素晴らしいことですし、市民社会が社会的金融への関心を持って認知度を高めるうえでも素晴らしい機会を作り出すことだと思います。

最後に今日は韓国社会投資が素晴らしい場を設けてくださったのですが、これからもこういった場が設けられて、両国間の社会的経済を考えるうえで重要な窓口になることを期待しています。それを通じて一方では政府の制度の構築・改善を導き、また一方では市民社会の実践を共有することができるようになり、社会的経済に関心を持つ人々がもっと充実した活動ができるようになればと思います。ありがとうございました。

## イム・チャンギョ氏 コメント

私は韓国の社会的金融市場が発展するために、制度的にどのような方向に行くべきかを申し上げます。

先ほどの発表で社会的経済基本法が与野党の議員立法で提出されたといいましたが、与野党と市民社会が共同で法案を提出することもできると思います。

基本法の内容に社会金融の発展のための制度的な内容が盛り込まれているという話は先ほど申し上げました。その内容の肉付けについて韓国社会投資は積極的に意見を出しています。私が今申し上げている内容は現実から離れた空想ではなく、基本法に盛り込まれる可能性があることと考えてください。

社会的金融市場が発展するには良質な需要者と供給者がバランス良く存在しなければなりません。良質な需要者がある規模以上存在しなければならないという想定で考えますと、韓国の状況はそれほど好ましくありません。

社会的企業や協同組合、マウル企業のビジネスモデルがこれからもっと出現しなければならないし、規模も拡大しなければなりません。ですがそれだけでは足りません。先ほどムン先生のスライドにもありましたがフランスでは保健福祉分野のサービスで雇用の45%は社会的企業が占めているという説明がありました。韓国では社会福祉の市場は100兆ウォンを超えています。これを考えますと、保健福祉サービスを徐々に非政府・非営利ビジネスモデルに移していく必要があると思います。それが良質な需要者を短期間に多く生み出す効率的で効果的な方法になると思われます。

それでは良質な供給者をどのように作れるのかについて申し上げます。韓国社会で現在、社会的金融機関と言える機関は本当に一握りの機関しかありません。多くても10以上はないと思います。その最大の原因は民間の社会的金融機関が資金を調達できないためです。韓国社会投資はソウル市からの資金のほかに民間からの資金の募集にはかなり苦労しています。これを解決する方法は民間資金が民間社会的企業に流れるようにするための制度を作る必要があります。このように民間が社会的金融機関に出資したり融資したり寄付することに対する税制優遇などいろいろなメリットが必要になります。このような税制優遇などの措置により地方自治体の資金が民間の社会的金融機関に流れてくるようにしなければなりません。政府は編成した予算にマッチする事業だけを行えばいいと思います。社会的金融機関に対する優遇措置が必要ではないかと思います。韓国でも社会的銀行の設立が必要ではないでしょうか。そしてソーシャルベンチャーキャピタルの育成も必要です。Community Finance Institutionの設立も必要です。そして地域の信用協同組合など信用を確保するための措置も必要です。なぜなら、地域ごとの信用組合などはインフラがすでに整備されている



からです。このようにして良質の需要者と供給者が創出されれば、これから韓国で社会的金融の市場がさらに発展していく可能性があるとは私は信じています。私のコメントはここまでです。ありがとうございました。

## 佐藤順子氏 コメント

今日はとても勉強になりました。みなさんありがとうございました。2点、私からコメントを申し上げます。

1点めは、マイクロファイナンスないしマイクロクレジットの目的は何かということです。

マイクロクレジットは、もともとは貧困を削減するためのものだと思います。その目的を達成するために存在する新たな経済の一形態だと考えています。私が先ほどの発表で申し上げたのは、生活費がもともと少ない人が借りてもっと貧しくなることが非常に危険であるということです。

フランスにも毎年訪問調査をしています。フランスはマイクロクレジットが世界で最も成功している国です。なぜかという、フランスは最低生活参入あるいは最低活動連帯生計費（RMI）があるからです。つまり韓国という国民基礎生活保障法が機能しているということだと思います。最低限の生活が保障されなければ、新しい事業を起こしたり、新しい商売を始めることは非常に難しいと思います。



もう1点ですが、先ほど社会的経済の評価についてのお話をいただきました。評価に際して必要なことは、成功しているかどうかの指標は数字によるものが多いですが、例えば就労者数、雇用者をどれだけ増やしたかや、あるいは収入がどれだけ上がったかが評価の対象になりやすいのです。しかし、社会福祉を研究する立場から申し上げますと、収入がアップしても、あるいは雇用者が増えたとしても、その人が幸福な生活を送れない限り、あまり意味がないと考えています。日本の多重債務者の調査をしました。その結果、離婚、高齢者・親に対する暴力、または子どもに対する虐待が非常に多かったのです。そしてコミュニティの中で居心地が悪いということを皆さんがおっしゃっていました。

ですから、社会的投資は決して経済効果（これは日本人が好きな言葉ですが）だけを見るのではなく、その人がどれだけ幸せであるかということを意識していただければと思います。以上、ありがとうございました。

## 上原優子氏 コメント

私はNPOバンクのことを発表しましたので、それを補足する形でコメントをさせていただきたいと思います。先ほどのコメントの中に、韓国には制度があるが日本には運動があるというお話がありました。まだ私には韓国の状況がはっきり分かっているわけではありませんが、ただ日本のNPOについては全く同意するお話でした。皆さんがご存じのように日本では1995年に阪神大震災があり、2011年に東日本大震災がありました。それをきっかけにして、市民が大きな支援をしてい

たということが挙げられ、その結果 NPO 法人ができることになりました。民間の活力が認められて法人格が持てるようになったということは大切なことだと思いますし、今や 5 万ほどの法人があることも高く評価できると思います。

ただしこうした団体はボランティアから始まった団体ですのでほとんどの団体が非常に小さなものです。もともとボランティア団体ですから信用の側面でもまだ認められていないところがあります。その意味で社会的に意義のある NPO に融資する NPO バンクの存在は非常に意味があると考えています。一方で非営利組織である NPO バンクはなかなか認められない、法制度も整っていない、このため営利の規制が変わるたびに振り回されるという状況にあります。NPO バンクの問題の一つは非営利金融の法制度がないことだと考えています。また現状は NPO バンクがボランティアでほとんど賄われているという問題もあります。例えば 4-5 名の人件費が NPO バンクで支払われていると聞くと、大きな規模だと感じます。基盤の弱さをこれからどう補うかは大切だと思っています。

市民から始まった NPO バンクですが、小関先生の発表の中にあつた momo や、私の発表した信託資本財団や難民起業サポートファンドは、全く貸し倒れがありません。NPO バンク全体でも、貸し倒れがあるというのはほとんど耳にしたことがありません。これは市民の活力を活用した成果だと思います。こうした活動が拡大していくことに関しては私も興味があります。先ほど休眠預金口座を NPO バンクにも活用できないかという話がありました。今まで規模が小さくても健全性を守ってきた NPO バンクが、この資金が入ってくることによって、どうやって健全性を守っていくのかというのは大きな問題だと考えています。休眠口座の資金活用については早々に決まっていくかと思いますが、その結果大量の資金が入ることになった場合、どのように健全性を保つかは今後 NPO バンクに問われていくと思います。



## 小関隆志

非常に活発な議論がありまして、良かったと思っています。時間の都合で、フロアの皆様からご質問をお受けできなかったのが心残りですが、これにてパネルセッションを終了させていただきます。パネリストの皆様、ありがとうございました。（拍手）

## 閉会のあいさつ

司会 キム・ホンキル（略）

